

議案第41号

もりぐち児童クラブ事業利用者負担金徴収条例の一部を改正する条例案

もりぐち児童クラブ事業利用者負担金徴収条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成30年9月13日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

もりぐち児童クラブ事業利用者負担金徴収条例の一部を改正する条例

もりぐち児童クラブ事業利用者負担金徴収条例（平成20年守口市条例第22号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条 略</p> <p>（負担金の額）</p> <p>第2条 略</p> <p>（1）基本開設（月曜日から金曜日までの開設をいう。） 児童1人当たり月額 <u>5,400円</u></p> <p><u>（2）略</u></p> <p>以下 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>（負担金の額）</p> <p>第2条 略</p> <p>（1）基本開設（月曜日から金曜日までの開設をいう。） 児童1人当たり月額 <u>4,900円</u></p> <p><u>（2）延長開設（基本開設の後、時間を延長して行う開設をいう。）</u> <u>児童1人当たり月額500円</u></p> <p><u>（3）略</u></p> <p>以下 略</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。